

西東京市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数)並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第30項において準用する地方自治法第74条第5項及び同法第75条第6項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和8年6月1日

西東京市選挙管理委員会

3, 436人